

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

岩泉町の平成30年度一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	77,094 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費	1,351,261 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位:千円

施策区分	平成30年度一般会計決算のうち社会保障施策に要する経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税	その他
1 総合福祉	18,046	0	0	0	1,614	16,432
2 医 療	433,957	92,886	7,800	4,545	29,401	299,325
3 介護・高齢者福祉	133,169	6,607	5,400	1,803	10,675	108,684
4 子ども・子育て	394,496	76,473	0	26,553	26,069	265,401
5 障がい者福祉	348,265	255,583	0	0	8,290	84,392
6 貧困・格差対策等	23,328	11,645	0	0	1,045	10,638
計	1,351,261	443,194	13,200	32,901	77,094	784,872

※ 総務省『社会保障施策に要する経費』に関する調査区分により分類しています。